

淀川水系流域委員会 第 42 回委員会 結果概要

開催日時：2005 年 7 月 21 日（木）9：00～13：30

場 所：みやこメッセ 1 階 第 2 展示場 D 面

参加者数：委員 25 名、河川管理者（指定席）22 名 一般傍聴者 313 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
 - ①淀川水系流域委員会委員長声明、今後のスケジュールについて
3. 審議の概要
 - ①淀川水系 5 ダムの調査検討結果にもとづく河川管理者の方針について（河川管理者）
 - ②「淀川水系 5 ダムについての方針」に対する質問（流域委員会）
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・当面は 5 つのダムについて、今回の河川管理者の調査検討結果及び方針に対する検討を優先させて、9 月頃までに委員会意見のとりまとめを行う。
- ・5 ダムの事業を、各地域別部会を通して検討していくために、8 月 17 日から地域別部会を開催する。その前後で委員会を開催し、地域別部会の各検討状況を委員会に反映して、全委員で検討・審議する。
- ・5 ダムについての委員会意見のとりまとめ終了後、今年 12 月頃までをめぐりて基礎案全体に対する意見をまとめる。

2. 報告の概要

報告に先立ち、河川部長より以下の就任の挨拶がなされた。

- ・6 月、7 月の間に数名の人事異動がありましたが、人が変わったとしても、河川管理者という職務責任を果たすため、これまでのやり方を継承してやっていきたいと考えております。河川整備計画の策定にあたっては、すでに長い年月をかけて意見交換をして委員や住民の意見を真摯に受け止めて、基礎案までやってきました。今後も整備計画ができるまで、これまでの進め方を尊重して、真摯に努力していきたいと思っております（河川部長）。

①淀川水系流域委員会委員長声明、今後のスケジュールについて

委員長より、報告資料 2「淀川水系流域委員会委員長声明」、その他資料「委員会の今後

のスケジュール」を参考にして、「淀川水系 5 ダムについての方針」に関する経過と今後の審議について説明がなされた。

- ・流域委員会は新しい川づくりを目指して、よりよい整備計画をつくるための作業をやってきた。現在は、河川整備計画基礎案の見直し前後（報告資料 2 のチャート 3）にある。7 月 1 日の突然のダム方針発表を受け、急遽、流域委員会としてどう対応していくべきかを議論し、委員長声明という形で流域委員会としての考え方を述べることになった。突然のダム方針発表は、4 年半にわたって作り上げてきた審議の手順とは違っており遺憾であるが、今後、流域委員会はダムの調査検討結果や方針の中身を十分に検討して意見を述べ、河川整備計画の案を作るまで双方で努力をしてよりよい整備計画を目指していく。
- ・次回の全体委員会では、委員から河川管理者への質問と意見交換を中心に進めたい。また、一般傍聴者からの質問を伺う時間もとり、ダムごとに時間を区切って、委員・一般傍聴者・河川管理者を交えた意見交換ができるようにしたい。
- ・流域委員会としては、できるだけ早い時期に、ダム方針への意見を示すべきだと考えている。基礎案全体に対する意見も示さなければならないが、当面は、ダム方針への意見書作成を優先し、その後、基礎案全体に対する意見を出したい。9 月前後までにダム方針についての意見を取りまとめ、12 月頃を目途に基礎案全体への意見を取りまとめたい。8 月後半から開催される地域別部会では、各々の地域のダムについて詳細な検討をして頂き、全体委員会での議論に反映していく。
- ・ダムに関連して、地域の住民の皆様から流域委員会と意見交換を行いたいという要望が寄せられているので、この場を借りて、流域委員会にお伝えしておきたい（河川管理者）。
←特に 5 つのダムについては、いろいろな考え方を吸収していく必要があると思っている。具体的には決定していないが、委員長個人としては、各地域別部会を通じて地域住民との意見交換をしたいと考えている。今後、運営会議で諮っていく（委員長）。

3. 審議の概要

①淀川水系 5 ダムの調査検討結果にもとづく河川管理者の方針について

河川管理者より、下記の審議資料を用いて「淀川水系 5 ダムについての方針」に関する説明がなされた。

- | | |
|------------|--|
| 審議資料 1-1 | 「淀川水系 5 ダムについての方針（平成 17 年 7 月 1 日付け近畿地方整備局発表）について」 |
| 審議資料 1-2 | 「淀川水系 5 ダムについての方針」 |
| 審議資料 1-3 | 「淀川水系 5 ダムについて（調査検討のとりまとめ）」 |
| 審議資料 1-4-1 | 「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について」 |
| 審議資料 1-4-2 | 「丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について（7 月 21 日版）」 |

- 審議資料 1-5-1 「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」
- 審議資料 1-5-2 「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版）」
- 審議資料 1-6-1 「丹生ダムの調査検討（とりまとめ）」
- 審議資料 1-6-2 「大戸川ダムの調査検討（とりまとめ）」
- 審議資料 1-6-3 「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ）」
- 審議資料 1-6-4 「川上ダムの調査検討（とりまとめ）」
- 審議資料 1-6-5 「余野川ダムの調査検討（とりまとめ）」

②「淀川水系5ダムについての方針」に対する質問

今本副委員長より、「淀川水系5ダムについての方針」（記者発表資料）に対して前委員および現委員から寄せられた質問のうち「実施する」「当面実施せず」「方針」の根幹に関わるものに重点を置いて、「淀川水系5ダムについての方針」の問題点について説明がなされた。要旨は以下の通り。

＜「5ダム方針」に対する委員会の反応＞

- ・ダムについては「可及的速やかに結論を出す必要がある」とした委員会の意見書に大して、早期に「方針」を示したことは評価する。
- ・委員会の意見書に答えることなく、記者発表で「方針」を発表したことは遺憾である。
- ・「実施する」あるいは「当面実施せず」とした「方針」に対して、委員会としての意見を早急に発表する。
- ・「方針」の「実施する」あるいは「当面は実施せず」の変更はありうるのか。「ある」「ない」の明確な表現での回答を求める。

＜流域委員会の「ダムについての基本的な考え方」＞

- ・環境面：これからの河川整備は河川や湖の自然環境を重視し、たとえ治水や利水のためであっても環境に配慮した整備が必要。特にダムは自然環境に対して明らかに負の影響を及ぼすため、人間の生存に不可欠な場合以外は認められない。
- ・治水面：ダムには治水上の効果はあるが、計画規模以上の雨が降れば効果は減り、集水域以外の雨には効果がなく、限定的。ダムは、実行可能で有効な方法（代替案）がなく、社会的合意が得られた場合にのみ、最後の選択肢として容認される。
- ・利水面：水需給が一定の枠内でバランスするよう水需要を抑制することが重要。人口も減り、産業構造も変わる。水需要管理に移行する絶好の時期。水需要を抑えて、新たなダムはできるだけつくらない。

＜丹生ダムを「実施」する場合の問題点＞

- ・治水専用ダムが必要かどうか。丹生ダムの効果として示された「琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節」は、琵琶湖が存在している淀川水系全体から見れば極めて限定的。「高時川・姉川の洪水調節」は、集水域以外に降雨が集中した場合等を総合して考えれば（丹生ダムの集水面積 93.1km³は姉川・高時川の流域面積の 25%）、効果

は限定的。

- ・治水専用ダムでも通常のダムとほとんど変わらない環境への悪影響があるのではない
か。常時、水をためないとはいえ、洪水時には満々たるダム湖が形成され、泥に埋ま
った湖に近づく。また、減勢用のシルなどの存在により、河道の連続性は遮断される。
計画変更後のダムを対象とした自然環境への影響の調査が必要。また、「丹生ダム建設
に伴う自然環境への影響について」（参考資料1）では、環境への影響が小さいという
結論が極めて安易に下されている。
- ・異常渇水時の緊急補給水を琵琶湖で確保した場合の琵琶湖周辺の洪水防御へのマイナ
ス効果を丹生ダムの洪水調節で補うことの「論理性」。丹生ダムの治水容量を増やして
も、丹生ダムの集水域に降らなければ、無用の長物ではないか。
- ・丹生ダムの代替案として、河川内樹木の伐採、高水敷の掘削、狭窄部の部分開削、矢
板等を用いた耐越水堤防、道路や農道の2線堤・3線堤としての利用、警戒・避難等
のソフト対策を併用すれば、ダムと同程度以上の安全度が保てる。
- ・「琵琶湖への影響を恐れずにダムをつくるか」、「琵琶湖への影響を恐れてダム以外の方
法によるか」。いずれを選択するか。

＜大戸川ダムを「当面実施せず」の場合の問題点＞

- ・大戸川の治水安全度をどのように確保・実現していくか。
- ・移転住民の新たな精神的苦痛に対してどのように対処するか。
- ・大戸川ダムとともに地域の活性化に貢献するとしてはじめられた地域整備事業（付替
県道・市道等）をどのように継続していくか。

＜天ヶ瀬ダム再開発を「実施する」場合の問題点＞

- ・天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖周辺の浸水被害軽減と環境に配慮した水位操作が可能に
なると考えて、一貫して理解を示してきたが、問題もある。
- ・現状のままでも、洪水期制限水位以上で放流すれば 1500m³/s放流は可能。現状と再開
発後で、洪水期制限水位に戻すのにどれほどの差があるのかを明確にする必要がある。
- ・鹿跳溪谷と塔の島地区の歴史的景観保全が重要。これまでの検討では不十分。塔の川
や右岸遊歩道の撤去した場合に流下能力はどうなるのか。さらなる検討が必要。歴史
的景観の保全ないしは新たな景観の創出について、さらに検討されることを希望する。

＜川上ダムを「実施する」場合の問題点＞

- ・岩倉峡流入地点の流域面積 492.3km³に対して、川上ダムの集水面積は11%に過ぎない。
川上ダムの集水域によほど集中した雨が降らないかぎり、洪水調節の効果はきわめて
限定的。
- ・上野地区の治水としては、洪水流量のピークをカットするための越流堤諸元の検討、
河道掘削や樹木伐採、堤防強化、岩倉峡の部分開削、道路や農道の2線堤・3線堤と
しての利用等、ダム以外の方法を活用すれば、ダムと同等かそれ以上の効果があると思
われる。

- ・岩倉峡の流下能力については、納得できない部分が多々残されている。上野地区の治水を検討する上での基本的な事項なので、きちんとした議論をしたい。
- ・「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」（参考資料２）には、安易な結論が随所に見受けられる。
- ・三重県 0.3m³/s という新規利水が本当に必要なのか。他の水源に求めることができないのか。検討が不十分。

＜余野川ダムを「当面実施せず」の場合の問題点＞

- ・猪名川の治水安全度をどのように確保するか。堤防強化がメインになると思われるが、越水に対しても破堤しにくい堤防について発言していきたい。
- ・「連携して実施してきた関連事業」について、関係者とどのような調整をしていくのか。誠意ある対応が求められる。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者４名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・河川管理者の説明は一方的で時間が長かった。ダム方針の内容についても、委員会や住民の意見が反映されていない。流域委員会には、住民意見を踏まえた意見集約をお願いしたい。
- ・河川管理者は、丹生ダムと川上ダムについては従来の計画を変更して実施する方針だとしているにもかかわらず、本日の調査検討結果報告は従来の計画に基づいたものだった。河川管理者はもっときちんと考えて頂きたい。
- ・余野川ダムの結論がこの時期に出されたので驚いている。今後も検討を続けて頂きたい。今後、委員による意見交換会が開催されるが、内容をオープンにしてほしい。また、本日の今本副委員長の説明（「淀川水系５ダムについての方針」に対する質問）で使用されたスライドもぜひ公開してほしい。
- ・河川管理者は「５ダム方針」を既成事実として、水没住民やダム建設賛成派への説明会を開催しているようだが、これは止めていただきたい。

以上